

ID: 488

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	一人で定める建築協定の認可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第76条の3第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (建築協定の設定の特則) 第76条の3 第69条の条例で定める区域内における土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものの所有者は、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができる。 2 前項の規定による建築協定を定めようとする者は、建築協定区域、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その認可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第73条第1項の規定による。 (建築協定の認可) 第73条 特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築協定を認可しなければならない。 (1) 建築協定の目的となつている土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。 (2) 第69条の目的に合致するものであること。 (3) 建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の建築協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 省令第10条の6 (建築協定区域隣接地に関する基準) 第10条の6 法第73条第1項第3号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 (1) 建築協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。 (2) 建築協定区域隣接地の区域は、建築協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日